

序 章

緑の基本計画の策定 のねらい



序 章 緑の基本計画の策定のねらい

1. 緑の基本計画の概要

(1) 緑の基本計画とは

緑や公園・緑地は、私たちが豊かな都市生活を営む上で、欠くことのできない重要な多様な機能を有しています。本市は北部の山林などにより、緑豊かな都市環境が形成されていますが、都市化が進む中で緑が徐々に失われつつあり、また公園等の施設としての緑地も不足している状況にあります。これら今ある大切な緑や必要となる公園・緑地を計画的に守り育て、整備していくことは、都市づくりを進める上で重要な課題となっています。

「緑の基本計画」は緑の確保、公園・緑地の整備に関し、概ね20年後の時点で確保・保全すべき緑地の量や配置、これを実現するための様々な取り組みの方針を定めるものです。また公共公益施設や民有地などの緑化に関する方針を定めることで、都市緑化を効果的に推進することを目的とした都市の緑・緑地に関わる総合的な計画です。

このため「足利市緑の基本計画」は、本市の大切な緑の保全や活用、憩いやレクリエーションの場となる公園の整備、良好な都市環境創出のための緑化を市民との協働のもとで総合的に進めるための『道しるべ』と位置づけられます。

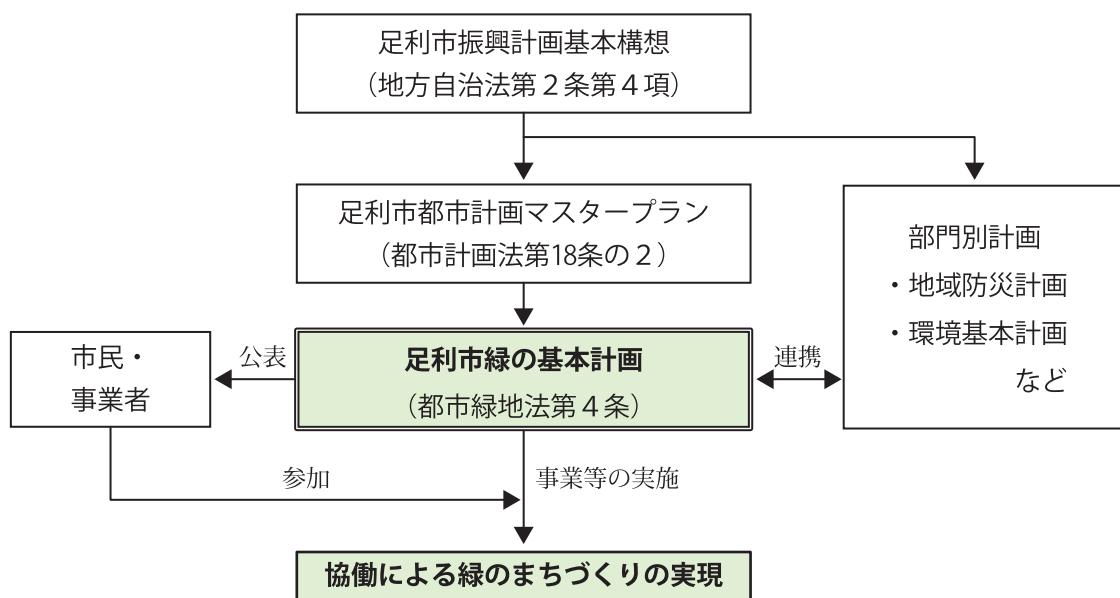
(2) 緑の基本計画の位置づけ

この計画は、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地及び緑化の推進に関する基本計画」として、市民の意見を反映させながら創意工夫のもとで策定したものです。

策定にあたっては、本市のまちづくりの計画である、地方自治法第2条第4項に基づく「足利市振興計画基本構想」と都市計画法第18条の2に基づく「足利市都市計画マスタープラン」を踏まえています。したがって本計画は、本市のまちづくりを緑や緑地の保全・整備、緑化推進の視点から支えるものと位置づけられます。

今後は市民・事業者・市の協働のもと、本計画に沿った事業・取り組みを積極的に進めていくことにしています。

△緑の基本計画の位置づけ





【本計画で対象とする緑・緑地の定義】

○ 「緑」とは

花、芝・草、樹木、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものそのものの総称とします。

○ 「緑地」とは

樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくは、その状況がこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって、良好な自然環境を形成しているものとします。具体的には、下記の区分のとおり、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域(施設緑地)や様々な法律に基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域(地域制緑地)とします。

○ 「緑」と「緑地」の違い

「緑」は花や樹木そのものを、「緑地」は公園として整備されているまたは法律で区域が定められている土地をそれぞれ指すため、まったくとらえ方が異なります。樹木が植えられていないグラウンドも「緑地」です。住宅の敷地に植えられている樹木は「緑」ではありますか、「緑地」ではありません。

◇ 「緑地」の区分

